八頭町地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画）

【第４期】

鳥取県八頭町

第６版
制定日　平成２０年３月１４日　第１期（第１版）
改定日　平成２２年８月１日　第１期（第２版）
制定日　平成２４年１０月１日　第２期（第１版）
改定日　平成２７年４月１日　第２期（第２版）
制定日　平成３０年４月１日　第３期（第１版）
制定日　令和　５年４月１日　第４期（第１版）

八頭町地球温暖化対策実行計画　　目次

第１章　計画策定の背景と目的
　１．計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２．計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２章　計画の基本的事項
　１．計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３．対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４．対象とする施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第３章　本町の温室効果ガス排出状況及び取組実施状況
　１．総排出量の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　２．活動区分別温室効果ガス排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　３．取組みの実施状況と目標達成状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
　　（１）温室効果ガス排出量の削減
　　（２）紙使用量削減への取組
　　（３）水道使用量削減への取組
　　（４）可燃物排出量削減への取組
　　（５）グリーン購入への取組
第４章　計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　１．温室効果ガス排出量の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　２．各項目別の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第５章　計画を推進する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　１．取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　　（１）省エネルギーの推進
　　（２）省資源の推進
　　（３）物品等の合理的な購入
　　（４）再生可能エネルギーの利用促進と施設の建築、管理等における配慮
第６章　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　１．推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　２．進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　（１）進行管理の仕組
　　（２）職員への情報提供及び意識啓発
　　（３）点検・評価
　　（４）進捗状況の公表

第１章　計画策定の背景と目的

１．計画策定の背景

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。世界的に平均気温の上昇、氷雪の融解、海面水位の上昇が見られ、我が国においても平均気温の上昇、暴風や台風による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

この地球温暖化問題に関し、１９９７（平成９）年に京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP３）において京都議定書が採択され、各国の温室効果ガス削減目標が策定されました。それを踏まえ日本は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を制定し、２００５（平成１７）年に京都議定書目標達成計画を定め、具体的な取り組みを進めてきました。

また、京都議定書後の国際的な枠組みについて議論される中、国では「パリ協定」に先立ち、日本の約束草案として「２０３０（平成４２）年の排出量を２０１３（平成２５）年比で２６％削減」と目標を掲げ、２０１６（平成２８）年５月に「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」を閣議決定しました。そして、この計画では、排出量の９割を占める二酸化炭素のうち、地方公共団体の事務、事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」では約４０％削減が目標とされました。

また、２０２０年１０月には、２０５０年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。２０２１年１０月には、「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」が閣議決定により５年ぶりに改正され、温室効果ガス排出削減目標を２０３０（令和１２）年度までに４６％削減（２０１３年度対比）することが目標とされています。

「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体に対し、事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量を削減するために「地方公共団体実行計画」を策定すること、また事務事業に基づく措置の実施状況を公表することが定められています。

２．計画策定の目的

八頭町においては、２００８（平成２０）年３月に「八頭町地球温暖化実行計画」（第１期）を、２０１２（平成２４）年１０月に第２期を、２０１８（平成３０）年に第３期を策定しました。この度、国の新たな目標に準じて目標を定め、更なる温室効果ガスの排出量削減のために率先して様々な取組を行い、環境への負荷低減を図るとともに、行政・事業者・住民等の行う自主的な取組を促進し、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

第２章　計画の基本的事項

１．計画の位置づけ

この実行計画は、地球温暖化対策推進法第２１条第１項に基づく計画で、第２次八頭町総合計画及びその他関連計画との整合を図りながら、地球温暖化対策を町の事務・事業の中で具体的に取り組んでいくための部門計画です。

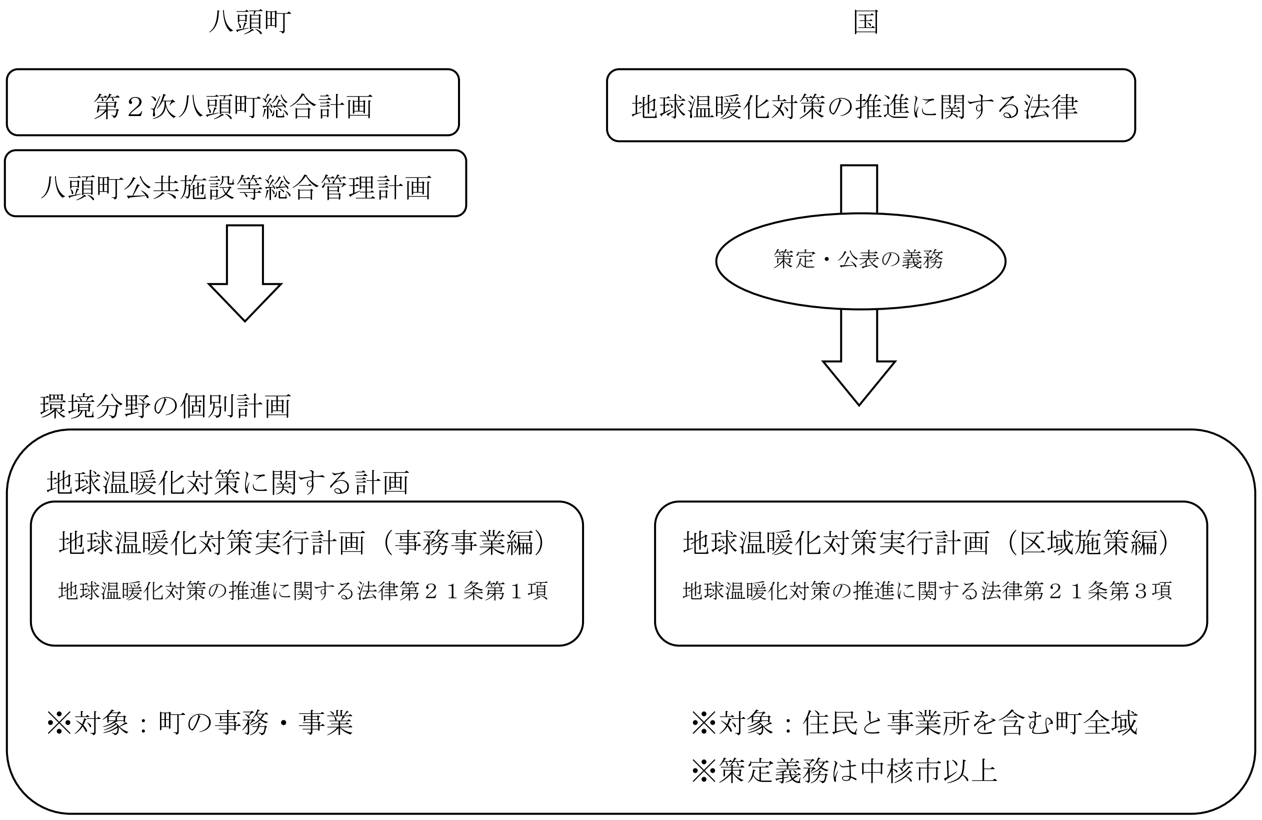

２．計画の期間

この実行計画の期間は、令和５年度から令和１２年度までの８年間とします。なお、計画開始から５年後の令和９年度に計画の見直しを行います。

また、温室効果ガス総排出量算定の調査基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に則し平成２５年度とします。

３．対象とする温室効果ガス

実行計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第２条第３項に規定されている次の物質を言います。

１．二酸化炭素（CO_2）
２．メタン（CH_4）
３．一酸化二窒素
４．ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）
５．パーフルオロカーボン（ＰＦＣ）

６．六フッ化硫黄（ＳＦ６）

７．三フッ化窒素

これらの物質のうち、二酸化炭素（CO_2）が温室効果ガスの原因の９割を占めており、石炭・石油・天然ガスなど化石燃料の燃焼と森林を伐採したり燃やすときに発生します。

八頭町においては、７種類ある温室効果ガスの中から二酸化炭素をこの実行計画における削減対象とします。

４．対象とする範囲

本計画の対象とする施設は下記のとおりです。

	郡家地域	船岡地域	八東地域
１	出納室	船岡住民課	八東住民課
２	総務課（防災室含む）	上下水道課	人権推進課
３	税務課	議会事務局	学校教育課
４	町民課	地籍調査課	社会教育課
５	農業委員会	船岡保育所	中央人権啓発センター
６	産業観光課		男女共同参画センター
７	建設課		八東保育所
８	企画課（地域戦略室含む）		
９	保健課		
１０	地域包括支援センター		
１１	福祉課		
１２	郡家東保育所		
１３	郡家保育所		
１４	国中保育所		
１５	子育て支援センター		
１６	中央公民館		
１７	学校給食共同調理場		
１８	郡家図書館		
計	１８箇所	５箇所	７箇所
合計			３０箇所

民間事業者への委託、この対象とならない事務事業であっても温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託業者に対し町が必要な措置を講じるよう要請します。

第３章　本町の温室効果ガス排出状況及び取組み実施状況

１．総排出量の推移

最新年度である令和３年度の温室効果ガス総排出量は、約１，０７９ｔ－CO2 となっており、令和元年度から令和３年度までの３ヵ年における温室効果ガス総排出量の推移を見ると年々減少しており、平成２５年度比で令和３年度には概ね２５％程度削減していることが分かります。

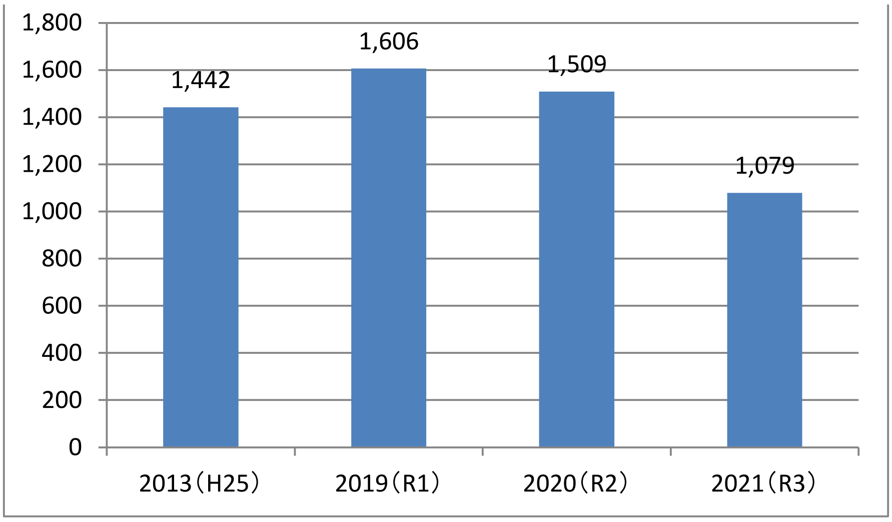

２．活動区分別温室効果ガス排出状況

項目別温室効果ガス排出量を見ると、全ての年度において電気が最も多く占め、次いで灯油やガソリンが多くなっています。

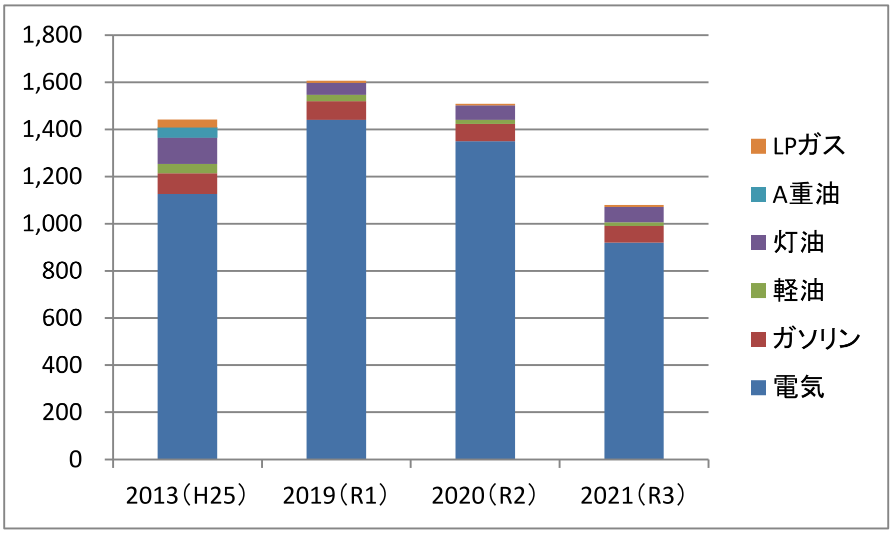

	2013（H25）	2019（R1）	2020（R2）	2021（R3）
電気	1,125	1,441	1,350	920
ガソリン	89	78	73	70
軽油	39	27	17	16
灯油	111	51	61	65
A重油	44	0	0	0
LPガス	34	9	8	8
	1,442	1,606	1,509	1,079

３．取組みの実施状況と目標達成状況

（１）温室効果ガス排出量の削減

前計画では、平成３０年度から令和４年度までの５年間を計画期間とし、令和４年度実績において、温室効果ガスの排出量を平成２５年度比で２０％削減する目標を掲げ取り組みを実施しています。

最新の令和３年度実績において、全体としての温室効果ガス排出量は２５．１％削減となっています。

（２）紙使用量削減への取組

平成２３年度から購入量での集計を始め、「可能な限り削減」を目指しています。しかし、裏面使用や資料のデジタル化、ミスコピーをなくす取り組みを行っていますが、年々増加傾向にあります。

（３）水道使用量削減への取組

水道使用量削減については、施設の老朽化に伴う漏水による使用量の増加が見られた年もあり、年度により使用量の増減幅が大きくなっています。しかし、各施設において積極的に節水への取り組みを行い、漏水対策も進められています。

（４）可燃物排出量削減への取組

可燃物排出量については、「可能な限り削減」を目指し取り組みを実施しています。職員一丸となり資源を無駄にしないよう分別を徹底し、また再利用できる消耗品は積極的に再利用し、可能な限り廃棄物削減を進めています。施設の統廃合が行われた年度には可燃物の排出量も大幅に増加するなど、年度により使用量の増減幅が大きくなっています。

（５）グリーン購入への取組

八頭町グリーン購入調達方針に則し、特定調達品目を調達する際はやむを得ない理由がある場合を除き判断基準に適合するものを選択し、平成２９年度以降、環境配慮型製品の積極的購入適合率は９７％以上を達成することができています。

第４章　計画の目標

１．温室効果ガス排出量の削減目標

本計画の実施により、２０３０（令和１２）年度における二酸化炭素を対象とした温室効果ガス総排出量を、２０１３（平成２５）年度比で４６％削減とすることを目指します。

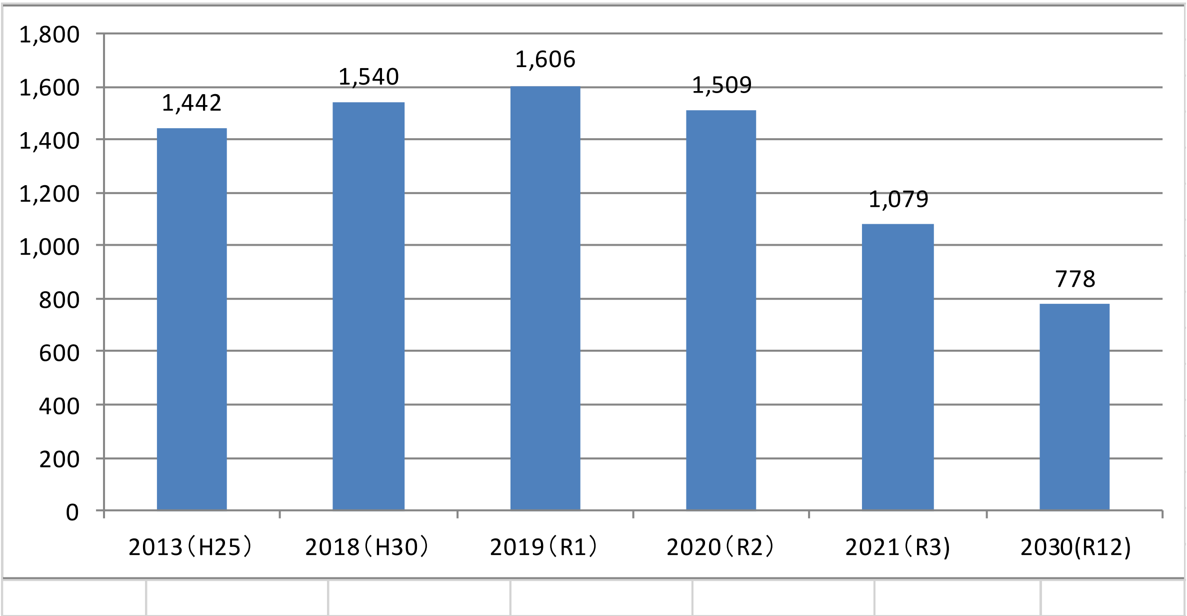

２．各項目別の削減目標

温室効果ガス削減目標の達成に向けた各項目における削減目標は、下記のとおりとします。

各項目別の二酸化炭素排出量と目標値

項目	単位	係数	使用量		二酸化炭素排出量(t-CO2)		目標削減率（%）
			基準年度 2013(H25)	目標年度 2030	基準年度 2013(H25)	目標年度 2030	
電気	kWh	0.738	1,524,278.0	838,352.9	1,125	618	45
ガソリン	ℓ	2.32	38,330.1	32,580.6	89	75	15
軽油	ℓ	2.49	15,075.9	8,291.7	39	21	45
灯油	ℓ	2.58	44,545.0	22,272.5	111	56	50
A重油	ℓ	2.71	16,367.0	0.0	44	0	100
LPガス	㎥	6.6	5,095.9	1,274.0	34	8	75
合　計					1,442	778	46

※A 重油の目標値は平成２９年度時点で使用がなくなっていることから、１００％削減とします。

※二酸化炭素排出量の算定に用いる各項目の排出量係数は、平成 25 年度実績に用いた係数を用いるものとします。

第５章　計画を推進する取組

１．取組内容

事務事業に関する環境負荷の削減に向けた取り組みを実施するにあたり、以下の事項に取り組みます。

（１）省エネルギーの推進

①電気使用量の削減

《空調関係等》

・夏期間の各施設の冷房については、室内温度が２８℃となるよう設定し、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行う。

・冬期間の各施設の暖房については、勤務時間内は室内温度を２０℃に保つこととし、適正な温度管理と利用状況に応じた管理を行う。

・クールビズ及びウォームビズを推進する。

・カーテンやブラインド、断熱フィルム等を利用し、冷暖房効果を高めるよう努める。

・空調機器のフィルターの定期的な保守・清掃に努める。

《事務用機器等》

・不使用時には電源を切る。

・退庁時には身辺の電気器具の電源が切られていることを確認する。

・冷蔵庫やテレビ等の電気製品の使用合理化を図る。

・電気製品等の新規導入・更新の際には環境に配慮した製品を選び、省エネを考慮した消費電力が少ない製品を導入する。

《照明機器》

・晴天時の窓際や事務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯する。

・自然光を積極的に取り入れる。

・会議室やトイレ、倉庫などは利用者がいない場合は消灯する。

・昼休みや残業時の照明は、必要箇所以外は消灯する。

・毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、就業時間以降の消灯に努める。

・屋外照明等は安全の確保に支障のない範囲で消灯するなど、ライトダウンに努める。

・照明機器の清掃やランプの適正な時期での交換を実施する。

・電球等の照明器具や照明機器は省電力タイプのものに更新する。

②燃料使用量の削減

《公用車の適正使用の推進》

・公用車の使用削減に努め、短距離での公用車の使用を控え、同一方向への乗りあわせを行う。

・公用車を新規導入する際は、低燃費、低公害車の購入を優先し、燃費効率の良い車種や排気量の少ない車種の導入を推進する。

・不要物の積載はしない。

・遠距離移動の際は、公共交通機関を積極的に利用する。

・タイヤの空気圧や各種オイル等車両の点検及び整備を定期的に実施し、燃費の向上を図る。

・急発進や急加速を禁止し、早めのアクセルオフをする。
・公用車から離れる際はエンジンを切り、無駄なアイドリングを控える。

（２）省資源の推進
①紙の使用量削減
・コピーや印刷物の作成は、両面コピー・両面印刷を行う。
・業務に支障のない範囲で使用済み用紙の裏面しようを行う。
・ミスコピーの防止に努める。
・ミスコピー紙は専用の回収ボックスに収集し、再利用する。
・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、必要最低限の部数を印刷する。
・庁内 LAN を積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。
②水道の使用量削減
・日常的に節水の励行を実施する。
・節水型機器の導入に努める。
・トイレの擬音装置を利用する。
・漏水等の点検を定期的に実施する。
③可燃物排出量削減、リサイクルの推進
・廃棄物の分別を徹底し、資源化に努める。
・ファイルや書類ホルダー、封筒は積極的に再利用する。
・事務用品等はリサイクル製品や詰め替え可能な製品を購入する。
・外注印刷物等は、古紙配合率が高い再生紙を積極的に利用する。
・使い捨て容器を使用した製品の購入を自粛する。
・簡易包装された製品を選択する。
・ペットボトル等の消費量削減のためマイボトルの持参を推進する。

（３）物品等の合理的な購入
①グリーン購入の推進
・グリーン購入法による環境物品や環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入を推進する。
・使用する物品は消耗品の交換や修理により、長期的な使用に努める。
・照明器具及び蛍光灯は省電力タイプのものを選定する。
（４）再生可能エネルギーの利用促進と施設の建築、管理等における配慮
・新電力に関する情報収集や導入の可能性に関する検討を積極的に行う。
・風力や水力、バイオマス等の自然エネルギーを利用した電力で供給する電力会社を積極的に導入する。

第６章　計画の進行管理

１．推進体制

この実行計画は、「八頭町版環境マネジメントシステム」の実行組織を活用し、「PDCA管理サイクル」を推進し継続的な改善を図りながら環境行動を推進します。

温室効果ガス削減に全庁的に取り組むため、各所属から EMS 推進員を選任し、各職場における温室効果ガス削減に向けた行動の普及・啓発及び実践状況の点検・把握、改善策の検討や提案等を行います。

各職員は EMS 推進員と連携しながら、積極的に温室効果ガス削減への取組を実践し、また改善策の検討・提案等について協力します。全庁的な取組を統括する事務局は総務課とし、実行計画の進行管理を行い、各取組を推進する上での事務を担当します。

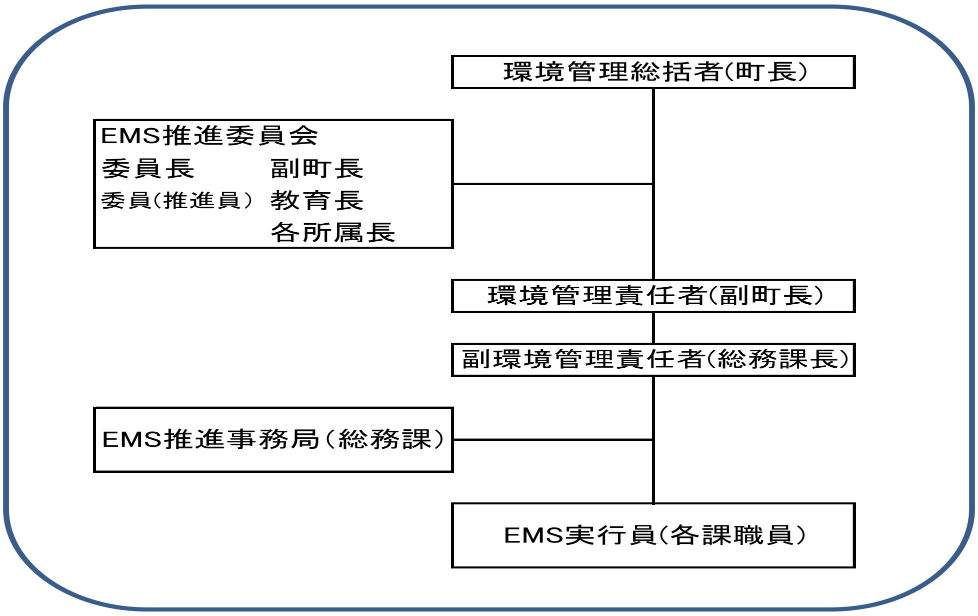

２．進行管理

（１）進行管理の仕組

事務局及び EMS 推進員の連携のもと、PDCA サイクルに基づく継続的な進行管理を行い、毎年度の取組状況を評価しながら、見直し・改善に繋げ、着実な温室効果ガスの削減に取り組みます。

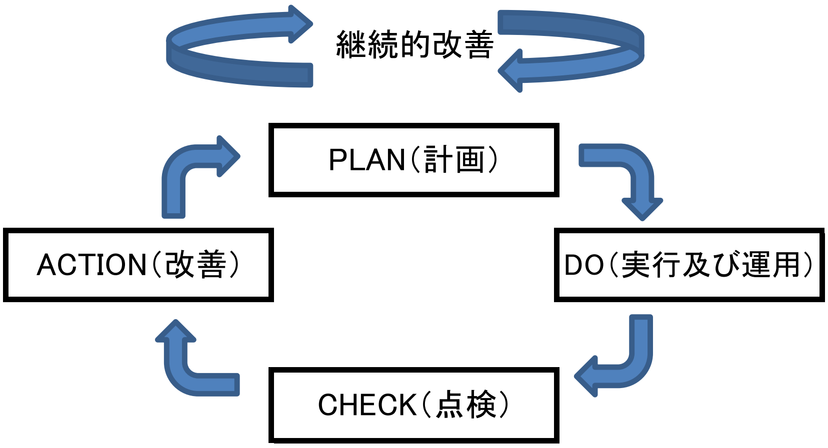

（２）職員への情報提供及び意識啓発

この実行計画に位置づけた削減目標及び取組内容を全職員に周知徹底するほか、地球温暖化に関する社会動向や省エネに関する知識等について、職員に対して情報を提供します。

情報を提供することにより取組の責務を職員が主体的に考え、職員個々が積極的な取組を実践することを目指します。

（３）点検・評価

毎年度、温室効果ガス排出量算出の基礎となるエネルギー使用量を集計し、温室効果ガス排出量を算定します。算定結果をもとに、本計画の削減目標に対する達成状況の把握や対前年度比較等を行い、計画の進捗状況について点検・評価するとともに、目標達成に向けた課題や新たな取組の必要性等について検討します。

（４）進捗状況の公表

本計画に基づく削減目標の達成状況や取組に対する評価や今後の展開等についてとりまとめ、毎年度公表します。

進捗状況の公表は、各職員の所属する組織や施設等の点検・評価結果を知ることにより、より積極的な環境保全に向けた取組につながることが期待されます。

また、行政の取組を公表することで、事業者や住民に対しても環境保全に向けた取組を促すことが期待できるため、ホームページ等で公表し情報提供を行います。